

# NifMo あんしん保証 利用規約

サービスをご利用になる前に、必ずご一読ください。

## NifMo あんしん保証 利用規約

2018年4月1日

### 第1条 (利用規約)

1. 本利用規約は、ニフティ株式会社（以下「ニフティ」といいます。）が提供する「NifMo あんしん保証」（以下「本サービス」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. ニフティが本規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目のいかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとしします。
3. ニフティは、ユーザーの了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとしします。変更後の本利用規約は、ニフティが本サービスのホームページ上に掲載した時点でユーザーに通知したものとみなし、当該時点より効力が生じるものとしします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約で使用用語の定義は、個々の条項の中で定義づけられるものを除き、以下のとおりとしします。

- (1) 顧客：本サービスの加入契約者
- (2) 対象機器：ニフティ・顧客間でNifMo サービス利用契約（以下「NifMo サービス契約」といいます。）の締結およびニフティが顧客に提供する機種変更メニュー（以下「機種変更」といいます）によりニフティから購入する端末機器をいい、本サービスの保証の対象となる機器。但し、電池パック等の付属品は含まないものとする。
- (3) 対象製品：対象機器としてニフティが顧客に販売する端末機器の種類
- (4) 交換機器：本サービスにより、対象機器が故障または破損（以下包括して「故障等」といいます。）した場合に、当該対象機器の代替品としてニフティが提供する端末機器
- (5) リフレッシュ品：交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの

### 第3条 (本サービスの内容等)

1. 本サービスの概要は、以下のとおりです。
  - (1) サービス名称：NifMo あんしん保証
  - (2) 対象製品：別紙記載のとおり
  - (3) 申込の制限：顧客・ニフティ間においてNifMo サービス契約が成立するか、機種変更の申し込みと同時に対象製品の売買契約が成立した場合に限り、当該時点に加入申込を受理する。
  - (4) 保証期間：NifMo のご利用開始月または機種変更月を起算月とする最長 36 か月間（期間中の将来に向かった無条件解約あり。契約更新はできません）
    - ※ NifMo のご利用開始月は、NifMo のご利用開始日の属する月となります。NifMo のご利用開始日は SIM カードをお客様が受領した時点となります。但し、携帯電話番号ポータビリティによる転入で、回線切り替えの手続き終了後に SIM カードを受領した場合は、SIM カードを受領した時点で、NifMo のご利用開始日とするものとしします。SIM カードを受領した日までに回線切り替えが完了していない場合は、受領した日の翌日を NifMo のご利用開始日とします。
    - ※ 機種変更月とは、機種変更により購入した端末（以下「機種変更後端末」といいます。）をお客様が受領した日の属する月となります。既に本サービスを利用中のお客様が、機種変更の申し込み時に本サー

ビスの対象端末を機種変更後端末に変更した場合、機種変更後端末の保証は当該端末をお客様が受領した日より開始され、従来利用していた端末の保証はその前日をもって終了します。但し、機種変更の申し込み時に本サービスの対象端末を変更しなかった場合は、保証期間の更新は行われず、従来利用していた端末の保証期間が継続されるものとしします。

- (5) サービス内容：期間内に当該対象製品に以下のいずれかの事由が生じた場合における有償での交換機器の提供
    - ① 自然故障
    - ② 落下、水濡れその他偶発の事故による対象製品の全損または一部破損
- ※ 対象製品の販売終了や欠品等の弊社都合により、預かり修理（故障した対象製品を預かり、故障箇所の修理を行い返却すること）となる場合がございますことをご了承ください。

- (6) 料金：月額 380 円（税抜）

#### 交換機器代：

端末カテゴリ A：

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 回目   | 15,000 円（税抜）       |
| 2 回目   | 20,000 円（税抜）       |
| 3 回目以降 | NifMo サービス契約別表に定める |

端末カテゴリ B：

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| 1 回目   | 5,000 円（税抜）        |
| 2 回目   | 10,000 円（税抜）       |
| 3 回目以降 | NifMo サービス契約別表に定める |

端末別のカテゴリ B は [http://nifmo.nifty.com/option/warranty\\_category.htm](http://nifmo.nifty.com/option/warranty_category.htm) をご確認ください。

違約金：30,000 円

2. ニフティは、本サービスを提携会社であるヤマトロジスティクス株式会社の一部業務を委託して運用いたします。

### 第4条 (保証条件)

1. ニフティは、当該顧客が本サービス加入中、対象機器に以下の各号に定める故障等のいずれかが生じた場合、交換機器をニフティの定める金額により提供するものとしします。
  - (1) 自然故障：当該対象製品の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。また、消耗、変質、変色、傷、汚損、塗装の剥離等その他類似の症状を含まず、以下同様とします。
  - (2) 偶発的破損：落下、水濡れ、その他急激な外因により発生した偶発の事故による対象機器の全損または一部の破損
2. 前項の規定に拘わらず、次の各号のいずれかに該当するとニフティが判断した場合は、保証の対象外とします。
  - (1) 故障等の原因が以下のいずれかに該当する場合
    - ① 当該顧客の不適切に使用または不適切な維持および管理
    - ② 当該顧客による喧嘩その他の暴力行為等ユーザーによる社会性に反する行為
    - ③ ニフティまたはニフティの指定する業者以外の者による対象機器の分解、改造、解析等
  - (2) 故障等が次のいずれかの際に生じた場合
    - ① 火災、地震、噴火、津波、洪水、竜巻等の天災
    - ② 戦争、内乱、暴動、労働争議、騒ぎよう、核燃

料物質・放射能による汚染、テロリズム行為  
③ 表示装置パネル及びバックライト等の経年・損耗による劣化

④ 上記①②③以外の不可抗力

- (3) コンピューターウイルス、機器に格納されたソフトウェアのバグ、ソフトウェアのインストールによる障害に起因する場合
- (4) 紛失または盗難、国その他の公的機関等による没収、差押による場合等、当該顧客の手元に故障した対象機器がない場合
- (5) 当該故障等が保証期間外に発生した場合
- (6) 本サービス以外の保険または保証を用いて、修理または保証が可能な場合
- (7) 当該故障等が日本国外で発生した場合
- (8) ユーザーの申告による故障症状がニフティにより再現確認ができない場合
- (9) メーカーまたはメーカーが指定する方法以外にて修理、改造、一部機器の交換等の行為がなされたことがあるとニフティが判断した場合

### 第5条 (交換機器)

1. 本サービスによりニフティが顧客に提供する交換機器は、原則として対象機器と同一機種および同一色のものとしします。ただし、対象機器と同一機種または同一色の機器が製造中止等の理由により調達困難な場合、対象機器と同等かそれ以上の機能を有するとニフティが判断する機種または色の交換機とします。
2. 交換機器に搭載されるオペレーティングシステムのバージョンは、事故等発生時に当該対象機器に搭載されていたオペレーティングシステムのバージョンと異なる場合があります。
3. 交換機器には、新品とリフレッシュ品があります。ニフティは、交換機器の提供の際、任意にいずれを提供するかを選択できるものとし、顧客はこれに対し異議をのべないものとしします。

### 第6条 (本サービス契約の成立)

1. 本サービス契約は、顧客がニフティの定める手続に従い加入を申込み、ニフティがこれを承諾したときに成立します。
2. ニフティは、当該顧客との間でNifMo サービス契約の締結を承諾しなかった場合あるいは@nifty 会員規約等の取消事由に該当することを理由にNifMo サービス契約を取消した場合、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

### 第7条 (交換請求)

顧客は、対象機器について故障等が発生した場合、かかる発生の日を起算点として30 日以内に、電話により当該対象機器について故障等があったことをニフティに報告し、機器を交換機器と交換することを請求するものとしします。

### 第8条 (交換機器の引渡)

1. ニフティが前条請求を承諾した場合、当該顧客の登録住所に、ニフティ所定の配送業者により交換端末を配送します。かかる配送の完了をもって、ニフティの交換機の引渡が完了したものとし、同時に当該交換機器に関する危険はニフティから当該顧客に移転するものとしします。
2. 前項により引渡の完了した交換機器の所有権は、当該顧客が交換機器代の支払いを完了した時点をもって、その本サービス会員に移転します。ただし、対象機器を割賦契約により購入していた場合、当該割賦契約の支払いが完済するまで

の間、交換機器の所有権は、割賦契約の契約先である信販会社にあります。

3. 顧客に引き渡された交換機器についての製造元による保証期間は、当該交換機器が引渡された時点で終了するものとし、顧客は予め承諾します。
4. 顧客の不在または登録住所の誤り等により、ニフティが別途定める期間内に交換機器を顧客への引渡が完了しない場合、ニフティは、当該顧客が交換機器の受領を拒否したものとみなします。これにより、前条交換請求はなかつたものとなるほか、ニフティは、これまでの配送行為にかかった損害について、当該顧客に賠償を請求できるものとし、ます。

#### 第9条（交換機器の返品）

1. 顧客は、前条により引渡を受けた交換機器について、遅滞なく検品するものとし、ます。当該交換機器について商品違い、配送中の破損および汚損等、ニフティの責に帰すべき事由により瑕疵がある場合、ニフティに交換機器の返品および代替品の請求を行うことができます。なお、この場合、顧客は、交換機器を受領した日から起算して14日以内にニフティ所定の電話番号に返品する旨を連絡するものとし、ます。
2. 顧客は交換機器の返品を行う場合、ニフティが別途定める方法に従わなければなりません。かかる返品に要する送料はニフティが負担します。
3. ニフティは交換機器の返品を受けた場合、代替品を前条に準じて顧客に引渡します。

#### 第10条（交換後の対象機器）

1. 顧客が交換機器を受領した時点で、当該対象機器の所有権は顧客からニフティに移転するものとし、ます。顧客は、故障等を起こし交換の対象となった対象機器を、原則として当該交換機器と引換にニフティに引渡すものとし、ます。
2. 前項の規定に拘わらず、顧客は、交換機器の受領

後、対象機器と交換機器との間のデータ移行作業等を目的として、当該対象機器を留保することができるものとし、ます。但しこの場合であっても、交換機器受領から10日以内にニフティ所定の方法により、当該対象機器をニフティ指定の場所に送付しなければなりません。上記期間を経過しても顧客が当該対象機器をニフティに引渡さない場合、ニフティは当該顧客に対し別途定める違約金を請求できるものとし、ます。

3. 前項送付に際し、顧客が当該対象機器その他ニフティの指定する物品等以外のものを同梱した場合であっても、ニフティは当該同梱物の返却の義務を負いません。
4. 第2項所定のデータ移行作業を行うと否に関わらず、顧客は、対象機器の引渡に先立ち、返却対象となる対象機器に格納または記載された一切のデータ（電子メールデータ、画像データ、音源データ、アプリケーションデータその他一切のデータを含みます。ただし初期状態で機器にインストールされているアプリケーション、保存されているデータは除きます。）を全て消去しなければなりません。ニフティは、受領した対象機器にデータが格納または記載されていた場合であっても、そのデータに関して発生し得る損害について、一切責任を負いません。

#### 第11条（交換の取消）

ニフティは、前項により受領した対象機器の確認をとおして、当該対象機器に生じた故障等が第4条第2項所定の保証対象外事由に該当すると判断した場合は、当該交換を取消することができるものとし、ます。この場合、受領した対象機器を当該顧客に返送し、ニフティが提供した交換機器の返却を求めることができます。顧客は、ニフティから返却の要求があった場合、すみやかにこれに応じなければなりません。かかる返送および返却に要する送料、その他作業関連の諸費用は、当該顧客の負担とします。

#### 第12条（支払に関する条件等）

料金等の支払方法その他支払に関する条件は、この特約に定めるものをのぞき、@nifty 会員規約に定めるところによります。

#### 第13条（契約の解除等）

1. ニフティは、顧客が本サービス利用規約、@nifty 会員規約等の解除事由に該当した場合当該規定に基づき本サービス契約を解除することができます。
2. 前項解除権の行使は、ニフティから当該顧客に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
3. 本条第1項により本サービス契約が解除された場合、顧客は、当該時点でニフティに対して負担する本サービスの利用に係わる一切の債務（本サービス利用規約、@nifty 会員規約に基づく債務に限定されません。）につき当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金で一括してニフティに支払わなければなりません。

#### 第14条（顧客による本サービス契約の解除）

1. 顧客が本サービス契約を解除しようとするときは、ニフティ所定の方法によりその旨をニフティに通知します。この場合、本サービス会員からニフティに対してかかる通知があった日をもって、本サービス契約は解除となります。但し、申告のあった当月における月額費用の返金は行いません。
2. 顧客は@nifty サービスを解除したときは、同時に本サービス契約も当該月をもって終了となります。

#### （附則）

本サービス利用規約は、2018年4月1日から改訂実施します。